



少年法しょうねんぽうはどう変わったの…？

…「[刑事編③](#)」のつづき…

2022年4月からせんきょけんねんれい選挙権年齢や成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18・19歳の人たちも大人と同じように選挙に行って投票したり、契約をしたりすることができるようになりました。



このように、18・19歳の人たちに重要なけんり権利や自由が認められるようになった代わりに、18・19歳の人たちも責任ある立場として社会に参加することが期待されるようになりました。そこで、18・19歳の人たちが罪を犯した場合には、引き続き少年法が適用されるものの、「とくていしょうねん特定少年」として、17歳以下の少年とは少し違った扱いがされることになりました。

少年法改正のポイント～特定少年の取り扱い～

➤ ポイント①

原則としてぎやくそう逆送はんい※される事件の範囲が広がりました。

(※少年事件は原則としてすべて家庭裁判所に送られますが、家庭裁判所が、保護処分ではなく刑罰を科すべきと判断した場合には、少年事件であっても検察官に送られます。



これを「逆送」といいます。(刑事編③))

…これまでは、わざと人を死亡させた罪が逆送の対象とされていましたが、特定少年については、強盗をした罪や、組織的に行った詐欺の罪などが新たに逆送される対象の事件となりました。

➤ ポイント②

原則として、逆送決定後は20歳以上の人たちと同じ取扱いがされます。

…例えば、判決で期間が定められる懲^{ちやうえき}役刑¹が科される場合、17歳以下の少年には、**最長15年以下の範囲**で、刑の長期と短期を定める不定期刑（例：懲役5年以上10年以下など）が言い渡されるのに対し、特定少年については、20歳以上と同様に、**最長30年以下の範囲**で定期刑（例：懲役10年など）が言い渡されることとなります。

➤ ポイント③

推知報道^{すいちほうどう}が一部許されるようになります。

…少年法は、少年のときに犯した罪については、氏名、年齢、職業、住居、容貌^{ぼう}などによって犯人が誰であるかが分かるような記事や写真などを報道すること（「推知報道」といいます。）を禁止しています。しかし、特定少年のときに犯した罪について、逆送されて起訴された場合には、推知報道をすることが許されるようになりました。



このように18・19歳の人たちが犯罪を犯した場合には、「特定少年」として17歳以下の人たちと比べてより厳しい取扱いがされることになりました。もちろん、18・19歳の人たちだけでなく、17歳以下の人たちも犯罪を犯してはいけません！

犯罪に巻き込まれそうになったり、困ったことがあれば、周りの大人にすぐに相談しましょう！



誰かに相談したいときは…

- 各都道府県警察の少年相談窓口（[都道府県警察の少年相談窓口](#) | [警察庁 Web サイト](#)）
- 都道府県警察の警察相談専用電話 #9110
- チャット形式で相談窓口を教えてくれる「[ぴったり相談窓口](#)」（[ぴったり相談窓口](#)）

担当：佐藤 真澄、稲垣 尊仁、橋永 果南、若尾 和哉

¹ 法改正により、2025年6月1日から、「懲役刑」ではなく「拘禁刑」と呼ばれるようになります。